

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障
の確保の推進に関する法律に基づく人工呼吸器
に係る安定供給確保支援法人の募集について

公募要領

令和 7 年 12 月

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課
内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

1 はじめに

今般、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき人工呼吸器については安定供給の確保が必要な特定重要物資として指定されました。法第31条第1項において、主務大臣は、特定重要物資ごとに安定供給確保のための取組を支援する安定供給確保支援法人を指定することができると規定されていることを踏まえ、内閣府、厚生労働省及び経済産業省では、人工呼吸器に係る安定供給確保支援法人（以下単に「安定供給確保支援法人」という。）の公募を行います。

2 事業内容

法第31条第1項に規定する安定供給確保支援法人として同条第3項に規定する人工呼吸器に係る安定供給確保支援業務（以下単に「安定供給確保支援業務」という。）を実施すること。

安定供給確保支援業務の実施に当たり、安定供給確保支援法人は、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣（以下「主務大臣」という。）が定める供給確保支援実施基準に基づき安定供給確保支援業務規程を定め、当該業務規程について主務大臣の認可を受ける必要があります。

認可後、安定供給確保支援法人に対し、法第31条第3項に基づき、安定供給確保支援業務に要する費用に充てるための基金を造成していただくため、必要な補助金を交付することを予定しています。

3 募集方法・応募要件について

（1）募集方法

件名	法に基づく人工呼吸器に係る安定供給確保支援法人の指定
募集期間	令和7年12月26日～令和8年2月4日
募集形式	公募
指定する法人の数	1者

（2）応募要件

- ①一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人であること。
- ②安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ③安定供給確保支援業務の実施体制が特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定。以下「安定供給確保基本指

針」という。)に照らし適切であること。

- ④安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

4 応募書類の提出について

(1) 提出期間等

提出期間：令和7年12月26日（金）～令和8年2月4日（水）必着

受付曜日：月曜日から金曜日（行政機関の休日を除く。）

(2) 提出方法

提出書類は、(1)の提出期間内に、原則として電子メールにより、(3)の厚生労働省の提出先メールアドレスに提出すること。

提出に当たっては、メールの件名を「人工呼吸器に係る安定供給確保支援法人の提出書類（応募者名）」とし、本文に法人名、連絡先及び担当者名を必ず明記すること。

添付するファイルが7メガバイトを超える場合は分割して送信し、送信メールの件名及びファイル名の最後に何分割の何番目（例えば「1/3」など）であるかを必ず記載してください（圧縮ファイルは使用しないでください）。

メール送信後に提出先に連絡し、着信していることを必ず確認してください。

(3) 提出先

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課 宛て

メールアドレス：iryou-jouhou/atmark/mhlw.go.jp

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111（代表）

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しておりますので、
送信の際には「@」に変更してください。

(4) 提出書類

申請書（省令第2条第1項）（様式第1）
添付書類（省令第2条第1項第1号から第10号まで）
一 定款の写し
二 登記事項証明書
三 役員及び安定供給確保支援業務に関する事務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類（※1）
五 安定供給確保支援業務の実施に関する基本的な計画（※2）
六 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類（※3）
七 申請法人が法第31条第2項各号に該当しない旨を誓約する書類
八 役員が法第31条第2項第3号に該当しない者である旨を当該役員が誓約する書類
九 申請法人の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
十 安定供給確保支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる措置に関する書類（※4）

※1 安定供給確保支援法人として指定された場合に安定供給確保支援業務を実施する旨の定款変更案について決議した理事会、評議員会等の議事録等とする。

※2 事業実施体制、安定供給確保支援業務の方法、区分経理の方法について記載すること。

※3 法第31条第1項第1号から第3号までの基準に適合し、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類を添付すること（他の項目により書類を添付している場合は本項目における書類の添付は不要）。

法第31条第1項第1号から第3号までの基準については以下のとおり。

- 一 安定供給確保支援業務を適切かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 二 安定供給確保支援業務の実施体制が安定供給確保基本指針に照らし適切であること。
- 三 安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

なお、法第31条第1項第2号に規定される安定供給確保支援業務の実施体制が安定供給確保基本指針に照らし適切であるかどうかについては、安定供給確保基本指針第6章第2節（1）に掲げられる次の要件を満たしているかどうかで判断される。

- | | |
|---|--|
| ① | 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するために必要と認められる経理的基礎を有するものであること。特に、安定供給確保支援法人基金を設ける場合にあっては、当該安定供給確保支援法人基金を適正かつ確実に運用できる経理的基礎を有すること。 |
| ② | 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するために必要とな |

	る技術的能力及び特定重要物資に関する活動実績を有すること。
③	役職員の人的構成等を始め、安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施体制を構築していること。
④	安定供給確保支援業務の実施を通じて、企業の競争力の源泉と深く関わりのある情報に接する可能性があることを踏まえ、安定供給確保支援業務を通じて知り得た秘密を確実に保持するための情報管理体制を構築していること。
⑤	安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

※ 4 安定供給確保支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる措置が規定されている情報管理規程、定款等の書類を添付すること。

5 提出に当たっての注意事項

- 提出された申請書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。また返却も行いません。
- 応募要件を満たさない者が提出した申請書等は無効とします。
- 虚偽の記載をした申請書等は無効とします。
- 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- 提出された申請書等は、内閣府、厚生労働省及び経済産業省において審査以外の目的に申請者に無断で使用しません。安定供給確保支援法人の指定を受けた法人の申請書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合には、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

6 審査・選定及び結果通知について

(1) 審査・選定の方法

内閣府、厚生労働省及び経済産業省は、提出された申請書等の内容が応募要件を満たしているかどうかを審査します。申請書の明らかな記入ミスや書類不備がある場合は、審査の対象にならない場合があります。審査では、応募要件を満たしている案件について、次の評価項目を踏まえて申請内容を評価し、安定供給確保支援法人として一者を選定します。

【評価項目】

安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。（法第 31 条第 1 項第 1 号）

安定供給確保支援業務の実施体制が安定供給確保基本指針に照らし適切であること。(法第31条第1項第2号)

安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。(法第31条第1項第3号)

(2) 選定結果の通知等

選定結果は、審査の終了後、内閣府、厚生労働省及び経済産業省から全ての申請者に速やかに通知します。また、指定をしたときは、法第32条に基づき、当該指定に係る安定供給確保支援法人の名称、住所及び安定供給確保支援業務を行う営業所又は事務所の所在地を内閣府、厚生労働省及び経済産業省のホームページに公示します。

7 問い合わせ先

【人工呼吸器に係る取組に関する事項について】

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

メールアドレス : iryou-jouhou/atmark/mhlw.go.jp

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (代表)

経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

メールアドレス : bz1-ihuku-buxtushi/atmark/meti.go.jp

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1511 (代表)

【制度全般に関する事項について】

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定重要物資担当）

メールアドレス : scteam.keizaiampo.a4z/atmark/cao.go.jp

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL 03-5253-2111 (大代表)

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しておりますので、送信の際には「@」に変更してください。